

令和7年度 千葉県交通安全推進隊 活動の手引(概要・手続編)



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県交通安全推進隊は、県民一人ひとりの参加によって「交通安全県ちば」を実現するため、千葉県交通安全条例に基づき、平成14年度から始まった制度です。

現在約2,663名の方々が、通学路での街頭監視、保護・誘導を中心に活動してくださり、地域子どもたちや高齢者を交通事故から守っています。

この手引きは、交通安全推進隊の制度への理解を深めていただくための活動概要と、活動に必要な事務手続きなどを記載したものです。

ご不明な点は、各窓口にお問い合わせください。

<目次>

第1章 交通安全推進隊の概要	1
第2章 交通安全推進隊に関する事務手続き	3
第3章 ボランティア活動保険について	5
第4章 個人情報の取扱いについて	7
千葉県交通安全推進隊設置要綱	9
千葉県交通安全推進隊設置要綱 別記様式集	11
千葉県交通安全条例	17
交通安全お役立ち情報	20
交通安全推進隊に関する県の窓口	21

千葉県 環境生活部 くらし安全推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

T E L : 043-223-2263 F A X : 043-221-2969

第1章 交通安全推進隊の概要

1 組 織

- (1) 交通安全推進隊は、県に登録したボランティアで構成し、原則として小学校区ごとに設置します。 1つの隊は2名から20名程度を想定しています。
- (2) 交通安全推進隊は、名称及び規約を定め、代表者を置くものとします。
規約の見本を2ページ目に掲載しておりますので、参考にしてください。
また、地域の方であれば誰でも推進隊に参加できるように、原則として名称には特定の組織名（PTAなど）を使用しないでください。

2 任 期（活動期間）

現 任 期：令和6年9月1日から令和9年8月31日

次期任期：令和9年9月1日から令和12年8月31日

3 活 動

- (1) 交通安全推進隊としての活動を始める前に、隊員同士で話し合っ活動計画を立てましょう。なお、交通安全推進隊は、月1回以上の活動をお願いしています。学校の休業期など活動できない月もあるかと思いますが、すべての隊員が年間を通じて月1回以上活動できるように活動計画を立ててください。
- (2) 活動内容は下記の例示を参考に、地域の実情等を考慮して決めてください。
- ① 通学路などにおける街頭監視、保護・誘導
 - ② 交通安全に関する高齢者宅訪問活動
※個人情報保護法令の定めにより、県や県警、市町村は高齢者名簿の提供ができません。
あらかじめご承知おきください。
 - ③ その他、地域の実情に応じた活動
 - ア．交通安全講習会の開催及び協力
 - イ．自転車の安全利用に関する広報啓発活動
 - ウ．交通安全運動の行事など、警察署と連携した街頭での広報啓発活動
 - エ．その他、交通安全意識の普及・浸透に資する活動、市町村が必要と認めた活動
- (3) 活動の際は、市町村、学校及び他の交通安全推進団体と連携を図ってください。
- (4) くらし安全推進課や警察は、交通安全推進隊の活動が効果的に進められるよう助言や調整を行いますのでご相談ください。

4 活動時の留意事項

- (1) 交通安全推進隊の活動は、歩行者や運転者等に対して強制力を伴わないボランティア活動です。トラブルに巻き込まれないよう、指導に行き過ぎのないように注意してください。
- (2) 交通安全推進隊の隊員であることを明確にするため、「登録証」を携帯し、所定の帽子、蛍光ベストを着用してください。
- (3) 活動にあたっては、千葉県警察本部が作成した「子供の誘導要領」を参考にしてください。
- (4) 可能な限り複数名で活動するなど、自らの危険防止・事故防止にも努めてください。万が一事故にあった場合は、速やかに県の窓口（最終ページ）にご連絡ください。
- (5) 各種感染症、インフルエンザ、熱中症等に対する健康管理対策を十分行った上での活動をお願いします。

5 交通安全推進隊への支援

- (1) 万が一の事故に備えて「ボランティア活動保険」に加入しています。
- (2) 交通安全推進隊であることを表す「登録証」と「帽子」を交付します。また、「蛍光ベスト」と通学路等での誘導に使用する「横断旗」を貸与します。
- (3) 地域ごとに研修会を実施します。
- (4) 活動に必要な資料や反射材、チラシや啓発グッズなどを提供しますので、ご相談ください。また、交通安全に関する情報を随時提供しますので、活動の参考にしてください。

第2章 交通安全推進隊に関する事務手続き

*提出先は全て、活動地域の市町村を担当する県の窓口（最終ページ）になります。

1 定期的に報告が必要なもの

活動計画表・活動報告表の提出（毎年9月末まで）

提出書類	① 当年度 交通安全推進隊 活動計画表 [第3号様式] ② 前年度 交通安全推進隊 活動結果表 [第4号様式]
注意事項	<u>*活動計画表、活動結果表を提出されない場合は、交通安全推進隊としての登録を取り消す場合がありますので、ご注意ください。</u> ・活動計画表の作成にあたり、活動内容等に関するご相談がありましたら、県の窓口や市町村にお問い合わせください。

2 事由が発生した都度行うもの

(1) 隊員の追加・交代・活動終了（毎月15日まで）

隊員を新たに登録する場合や、活動を終了する隊員がいる場合。

提出書類	① 交通安全推進隊 登録事項変更等届出書 [第5号様式] ② 交通安全推進隊 応募用紙（隊員名簿）[第1号様式]
提出先	それぞれの市町村を担当する県の窓口（最終ページ参照）
注意事項	<u>*隊員の追加・交代は、翌月の1日からになります。</u> 提出期限までに書類が届かなかった場合は、登録時期が1か月先に延びますのでご注意ください。 ・活動を終了する隊員がいる場合は、その方の「登録証」を一緒に返却してくださるようお願いいたします。 ・その他の届出事項がある場合は、「登録事項変更等届出書」の該当する欄に併せて記入して提出してください。

(2) 登録内容の変更・訂正

初めに届出した住所等の登録事項に変更や誤りがある場合。

提出書類	交通安全推進隊 登録事項変更等届出書 [第5号様式]
注意事項	・「2 登録内容の変更・訂正」の欄に必要事項を記入してください。 ・隊員の氏名に変更や誤りがあった場合は、新しい「登録証」を交付しますので、お手元にある「登録証」を返却してくださるようお願いいたします。

	・その他の届出事項がある場合は、「登録事項変更等届出書」の該当する欄に併せて記入して提出してください。
--	---

(3) 代表者の変更

年度替わりや転居などで、交通安全推進隊の代表者が交代する場合。

提出書類	交通安全推進隊 登録事項変更等届出書 [第5号様式]
提出期限	・「3 代表者の変更」の欄に必要事項を記入してください。 (新しく代表者となる方の隊員登録がお済みでない場合は、前ページ「2 (1) 隊員の追加」の届出も必要になります。) ・その他の届出事項がある場合は、「登録事項変更等届出書」の該当する欄に併せて記入して提出してください。

(4) 隊の登録辞退

交通安全推進隊としての活動を停止、終了する場合。

個人で活動されていた方が活動を終了する場合も「隊の登録辞退」になります。

提出書類	交通安全推進隊 登録事項変更等届出書 [第5号様式]
提出先	それぞれの市町村を担当する県の窓口 (最終ページ参照)
提出期限	・届出書の「4 隊の登録辞退」の欄に必要事項を記入してください。 ・隊員の登録証、蛍光ベスト、横断旗を併せて返却して下さるようお願いいたします。

3 登録証、帽子、横断旗などの返却・交換・再交付について

- (1) 活動期間の途中で活動を止める場合 (交代する場合も含む。) は、届出と併せて「登録証」をすみやかに返却してください。「帽子」は各自処分してください。
- (2) 「蛍光ベスト」と「横断旗」は貸与品ですので、活動を止めた場合や交換する場合は、必ず返却してください。また、「横断旗」は数量に限りがありますので、隊員が減った場合は一部返却していただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 活動の継続により、「帽子」「蛍光ベスト」「横断旗」が汚損、破損した場合は、新しいものと交換しますのでお申し出ください。なお、在庫の状況により交換できない場合があります。

第3章 ボランティア活動保険について

交通安全推進隊に登録された皆さまが、活動中に他人に対して損害を与えたことにより損害賠償問題が生じた時、または、活動中に偶然の事故により死傷された場合に備えて、県では皆さまを被保険者とした「ボランティア活動保険」に加入しています。

1 対象となる事故

(1) 賠償責任

次の事故に起因して他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させたことにより、交通安全推進隊登録者（親権者等の監督義務者を含む。）が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金（損害賠償金、裁判・訴訟費用、損害防止及び緊急措置費用）を支払う。

- ・ 交通安全活動中の事故
- ・ 交通安全活動に伴う提供物に起因する事故
- ・ 交通安全活動の結果に起因する事故
- ・ 交通安全活動に伴って使用・管理する財物の損壊等

(2) 傷害

交通安全活動中の事故により交通安全推進隊登録者が身体にこうむった傷害に対し、死亡保険金、後遺傷害保険金、入院保険金、通院保険金等を支払う。

2 被保険者

交通安全推進隊登録者（未成年者の場合は監督義務者も）

3 対象となる交通安全活動

- ・ 所属する交通安全推進隊の会則に則り企画、立案された活動
- ・ 県に届け出た活動

（活動のための研修会又は会議も含み、活動の往復途上も対象です。）

4 対象とならない主な損害

(1) 賠償

- ・ 被保険者の故意に起因する損害
- ・ 提供物又は交通安全活動の結果が、所期の効能・性能を発揮できなかったことに起因する損害
- ・ 自動車の所有、使用又は管理に起因する損害
- ・ 地震、噴火又は津波に起因する損害など

(2) 傷害

- ・ 被保険者の故意に起因する損害
- ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・ 地震、噴火又は津波に起因する事故など

5 保険金支払い限度額（1人当たり）

賠償	1億円（免責0円）
死亡・後遺傷害	800万円
入院日額	3,000円（180日限度）
通院日額	2,000円（90日限度）



6 保険期間

現任期：令和6年9月1日から令和9年8月31日

次期任期：令和9年9月1日から令和12年8月31日

※保険契約は1年ごとのため、保険会社が変わる場合があります。

万が一、事故が発生したら！

速やかに県の窓口（最終ページ参照）に連絡し、次の内容を報告してください。

【報告していただきたい内容】

- ① 報告者のお名前
- ② お怪我をされた方のお名前、生年月日、住所、連絡先、分かれば隊員番号、保険番号
- ③ 事故が発生した日時（〇月〇日午前（午後）〇時〇分頃）
- ④ 事故が発生した場所
- ⑤ 事故の状況
- ⑥ お怪我の部位、症状、かかった医療機関
- ⑦ 通院、入院の有無

第4章 個人情報の取扱いについて

応募や登録のために提供していただいた皆さまの個人情報は、「千葉県個人情報保護条例」及び「交通安全推進隊の業務に係る個人情報の取扱い方針」に基づき、次のとおり各関係機関が交通安全推進隊の活動の支援・育成又は運用の目的に限って使用いたします。

個人情報の取扱いにあたっては細心の注意を払いますので、ご理解ください。

個人情報の保有状況（○＝保有している、×＝保有していない）

個人情報の種類	千葉県	県警	市町村		損保会社及び代理店
	くらし安全推進課 地域振興事務所	警察署	交通安全 担当課	小学校 教育委員会	
氏名・年代	○	(○)	(○)	(○)	○
住所・小学校区	○	(○)	(○)	(○)	×
電話番号	○	(○)	(○)	(○)	×
メールアドレス	○	×	×	×	×
所属推進隊	○	(○)	(○)	(○)	×
勤務先 名称・所在地	○	(○)	(○)	(○)	×

＊（○）は、管内及び該当学校区内における推進隊代表者の情報を保有しています。

1 県は、警察署・市町村の交通安全担当課及び小学校へ推進隊名簿（隊の名称・活動地域・代表者の氏名・住所・電話番号・隊員数・主な活動分野）を送付し、警察署・市町村の交通安全担当課及び小学校では、管内及び該当学校区内における推進隊名簿の情報を保有します。

2 小学校と連携して活動していただくため、県から小学校に対して推進隊の名称、代表者の氏名・住所・電話番号、隊員数を連絡します。活動内容によって小学校への連絡を要しない場合はお申し出ください。

なお、交通安全推進隊の整備に携わった小学校や教育委員会では、整備の過程で知り得た個人情報を保有しています。

3 その他、皆さまに無断で個人情報を外部に提供することはありません。

交通安全推進隊の業務に係る個人情報の取扱い方針

平成30年3月22日

千葉県環境生活部くらし安全推進課

県、県警察（警察署を含む。）、市町村及び小学校（交通安全推進隊を中学校単位に組織した場合にあっては、「中学校」と読み替える。以下同じ。）においては、個人の権利利益を保護し、県民の信頼を確保するため、千葉県個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり交通安全推進隊の業務に係る個人情報（以下、「個人情報」という。）を取り扱うものとする。

記

- 1 個人情報については、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）の趣旨に鑑み、県、県警察、市町村及び小学校それぞれの機関における個人情報の保護に関する規程に従い適正に管理し、及び廃棄するものとする。
- 2 上記1のほか、県、県警察、市町村及び小学校は、個人情報を次により取り扱うものとする。
 - （1）県、県警察、市町村及び小学校は、個人情報を交通安全推進隊の業務以外の目的で利用してはならない。
 - （2）県、県警察、市町村は、次に掲げる場合を除き、第三者及びそれぞれの機関内での交通安全推進隊担当部門以外の者に個人情報を提供してはならない。
 - ア 地域振興事務所が千葉県交通安全推進隊事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）3（2）の規定により、県くらし安全推進課に応募用紙（千葉県交通安全推進隊別記第1号様式）等を提出する場合。
 - イ 県くらし安全推進課が事務処理要領3（5）イ又は4（4）の規定により、地域振興事務所に交通安全推進隊の登録完了に関する通知等を送付する場合。
 - ウ 県くらし安全推進課及び地域振興事務所が事務処理要領3（5）エ又は4（4）の規定により、県警察、市町村及び小学校に交通安全推進隊の登録完了に関する通知等を送付する場合。
 - エ 県くらし安全推進課及び地域振興事務所が事務処理要領6（2）の規定により、市町村及び警察署または活動地区の小学校に「交通安全推進隊名簿」（事務処理要領別記第4号様式）を送付する場合。
 - オ 県がボランティア活動保険の契約を結ぶために引受保険会社及びその代理店に名簿を送付する場合。
 - カ 県が登録簿作成業務を委託契約した業者へ応募用紙を提出する場合。
 - （3）上記（1）及び（2）の取扱いにおいて、疑義が生じた場合には、その都度県くらし安全推進課と協議する。

千葉県交通安全推進隊設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県交通安全条例(平成13年千葉県条例第53号)第9条第2項に規定する交通安全推進隊(以下、「推進隊」という。)を整備することを目的とする。

(設置の趣旨)

第2条 推進隊は、交通安全に関心と意欲を持った県民が、地域に密着した活動を先導的に行うことにより、県民一人ひとりへの交通安全意識の普及・浸透・定着を図るとともに、県民の主體的な交通安全活動を促進し、もって交通事故のない安全で住みよい「交通安全県ちば」の実現を目指し設置する。

(組織)

第3条 推進隊は、県内に在住・在勤または通学している18歳以上の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く)で、交通安全活動に関心と意欲を持ち、毎月1回以上活動することができる者をもって組織する。

2 推進隊は原則2名以上の隊員をもって組織する。

3 推進隊には代表者を置くものとする。

4 推進隊は、原則として小学校区単位に組織する。

(活動)

第4条 推進隊は、次に掲げる活動の中から、地域の実情に応じた活動を強制力の伴わない範囲で行うものとする。

- (1) 子どもの通学路等における街頭監視及び保護・誘導活動
- (2) 交通安全に関する高齢者宅訪問活動
- (3) 地域における交通安全講習会の開催及び協力
- (4) 自転車の安全利用に関する広報啓発活動
- (5) 安全運動の行事など、警察と連携した街頭での広報啓発活動
- (6) その他交通安全意識の普及・浸透に資する活

動及び市町村が必要と認めた活動

- 2 活動に当たっては、県くらし安全推進課、(以下、「くらし安全推進課」という。)地域振興事務所、県教育委員会、警察、市町村、市町村教育委員会、小学校(以下、これらを「県等」という。)及び地域の交通安全推進団体と連携を図るものとする。

(窓口)

第5条 推進隊に関する窓口(以下、「窓口」という。)は、活動する市町村に応じて、別表「交通安全推進隊に関する県の窓口」のとおりとする。

(登録)

第6条 推進隊の代表者になろうとする者は「交通安全推進隊 応募用紙(隊員名簿)」(別記第1号様式)(以下、「応募用紙」という。)を窓口に提出するものとする。

2 県は、特段の支障がない限り、毎月15日までに前項の提出があったものを、翌月1日からの推進隊として登録簿に登載する。

3 県は、隊員に「千葉県交通安全推進隊 登録証」(別記第2号様式)(以下、「登録証」という。)及び貸与品を交付する。

(登録期間)

第7条 推進隊の登録期間は原則として3年間(くらし安全推進課が指定する年の9月1日から3年後の8月31日まで)とする。

2 前項の登録期間の途中で登録された推進隊の登録期間の満了時期は、前項と同じとする。

(活動計画表及び結果表の提出)

第8条 推進隊の代表者は、毎年9月末までに次の書類を窓口提出するものとする。

- (1) 交通安全推進隊 活動計画表(別記第3号様式)
- (2) 交通安全推進隊 活動結果表(別記第4号様式)

(隊員の増員又は減員)

第9条 推進隊の代表者は、隊員の増員又は活動終了(登録辞退)による減員がある場合は、「交通安全推進隊 登録事項変更等届出書」(別記第5号様式)(以下、「変更等届出書」という。)及び応募用紙を窓口に提出するものとする。

2 前項により新たに隊員となる者の登録及び隊員でなくなる者の登録抹消については、第6条第2項と同様に取り扱うものとする。

3 活動終了(登録辞退)をする隊員は、登録証及び貸与品を窓口に戻却しなければならない。

(登録事項の変更)

第10条 推進隊の代表者は、前条のほか、登録期間中に次のいずれかに該当する変更が生じた場合は、変更等届出書を速やかに窓口届け出るものとする。

- (1) 推進隊としての登録を辞退するとき
- (2) 推進隊の登録事項(代表者連絡先、隊の名称、規約等)に変更が生じたとき
- (3) 代表者を変更するとき
- (4) 隊員の登録事項(住所、氏名、連絡先等)に変更が生じたとき

(登録の取消し)

第11条 くらし安全推進課は、推進隊又は隊員が次の各号の場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 暴力団等反社会的勢力に属する者である場合又は反社会的行為を行った場合
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (3) 第4条第1項に掲げる活動から逸脱した行為を繰り返した場合
- (4) 第8条に規定する書類を提出しない場合
- (5) 本要綱に基づく県の指導に従わない場合

(県等の支援)

第12条 県等は、連携して次のとおり推進隊の活動を支援する。

- (1) 交通安全に関する情報の提供
- (2) 交通安全活動実践のための研修
- (3) 交通安全活動に対する助言
- (4) 他の交通安全関係団体の活動との調整
- (5) その他、推進隊の設置目的を達成するために必要な事項

(個人情報)

第13条 県、警察、市町村及び小学校は、「千葉県個人情報保護条例」(平成5年2月18日条例第1号)及び別に定める「交通安全推進隊の業務に係る個人情報の取扱い方針」に基づき、応募者及び登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

(活動中の事故に対する補償等)

第14条 県は、推進隊の活動中の事故に備えて、隊員を被保険者とするボランティア活動保険に加入する。

2 保険への加入及び保険金の支払いに関する手続は、くらし安全推進課が行う。

3 推進隊の代表者は、活動中に事故等が発生した場合、事故等のあった隊員に関する事項を速やかに窓口で報告するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進隊の設置及び運用に関して必要な事項は、くらし安全推進課長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成28年10月18日から施行する。
- 12 この要綱は、平成30年3月12日から施行する。
- 13 この要綱は、平成30年8月20日から施行する。
- 14 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 15 この要綱は、令和3年7月6日から施行する。
- 16 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、改正前の様式についても当分の間使用できるものとする。

交通安全推進隊 応募用紙(隊員名簿)

私たちは、「交通安全県ちば」を実現するため活動したいので、下記のとおり応募します。

推進隊名称		代表者氏名		連絡先(TEL)		小学校区		令和 年 月 日	
通番	フリガナ 氏 名	届出事由	年 代	住 所 ※勤務(通学)先で活動される方は、 勤務(通学)先の名称・住所を記載	自 宅 電 話 ※左に同じ	日中連絡可能な 電話番号(電話の種類)	推進隊以外の ボランティア活動等 (地域の安全に関する活動)	教職員 (学校職員の 場合は○を記 入)	
1	男・女	新規・終了・継続	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代以上	〒		(自宅・勤務先・携帯)			
2	男・女	新規・終了・継続	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代以上	〒		(自宅・勤務先・携帯)			
3	男・女	新規・終了・継続	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代以上	〒		(自宅・勤務先・携帯)			
4	男・女	新規・終了・継続	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代以上	〒		(自宅・勤務先・携帯)			
5	男・女	新規・終了・継続	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代以上	〒		(自宅・勤務先・携帯)			
6	男・女	新規・終了・継続	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代以上	〒		(自宅・勤務先・携帯)			
7	男・女	新規・終了・継続	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代以上	〒		(自宅・勤務先・携帯)			

※記載願りのないよう注意してください。氏名が違っていると、「ボランティア活動保険」の保険金を請求する際に影響する場合がありますので注意願います。
※教職員が職務として勤務先の児童の見守り等を行う場合は、ボランティア活動保険の加入は行いませんので、「教職員」欄に○を記入してください。

※記載された個人情報について、県では「千葉県個人情報保護条例」に基づいて取り扱うこととしており、交通安全推進隊の業務以外に使用することはありません。
ただし、以下の場合には個人情報を提供することがあります。詳しくは、くらし安全推進課までお問い合わせください。
・登録簿を作成するにあたり、県が契約した委託業者への提供
・推進隊の活動を支援し事務を円滑に進める目的に限り、市町村交通安全担当課及び警察署・活動区域の小学校等への提供

別記第2号様式

表

	<u>Traffic Safety Volunteers</u>
千葉県交通安全推進隊登録証	
氏名	
千葉県環境生活部くらし安全推進課長	公印
発行番号 No - 保険No	

裏

登録期間				
自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日
※交通安全推進隊の活動の際には、必ず携帯してください。				
万が一活動中に怪我をされた場合は、速やかに下記機関に連絡してください。				
担当する県の機関				
〇〇地域振興事務所地域防災課等				
所在地				
電 話				

交通安全推進隊 活動計画表（令和 年9月～令和 年8月）

名 称	
代 表 者	
電話番号(連絡先)	(担当)
小学校区	

月	活動内容	場所	参加者数	備考
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※この計画表は、9月末までに所管する地域振興事務所等に提出してください。

交通安全推進隊 活動計画表（令和 年9月～令和 年8月）

名 称	〇〇小学校区交通安全推進隊	記載例	
代 表 者	〇山 一夫		
電話番号(連絡先)	043-223-〇〇〇〇 (担当)		
小学校区	〇〇小学校		

月	活動内容	場所	参加者数	備考
9	通学路での保護、誘導 毎週月曜 7:00～7:40	〇〇交差点	毎回2名	
10				
11	高齢者宅訪問 対象〇〇軒	△△町周辺	のべ8名	チラシ、反射材 〇〇組希望
12	〃	〃	〃	【毎月同じであれば 「〃」で可】
1				
2	〇〇町こども会クリスマス会 (交通安全紙芝居上演)	〇〇町公民館	1名	
3				
4	カーブミラー清掃 1回	学区全域	5名	
5				
6	通学路の危険箇所点検	学区内	4名	P T Aに協力
7				
8	〇〇市駅伝大会の交通整理	未定	3名	市からの依頼

※この計画表は、9月末までに所管する地域振興事務所等に提出してください。

交通安全推進隊 活動結果表（令和 年9月～令和 年8月）

名 称	
代 表 者	
電話番号(連絡先)	(担当)
小学校区	

月	活動内容	場所	参加者数	備考
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※この結果表は、9月末までに所管する地域振興事務所等に提出してください。

千葉県 地域振興事務所長 様
千葉県環境生活部くらし安全推進課長 様

交通安全推進隊	名 称	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
	ご 住 所	〒

交通安全推進隊 登録事項変更等届出書

このたび、私（当交通安全推進隊）が届出（報告）した事項に、下記のとおり変更等がありましたので、お届けします。

記

1	隊員の追加・活動終了	別添「応募用紙（隊員名簿）」のとおり。 追加：_____名、活動終了：_____名	
2	登録内容の変更・訂正	変更・訂正する項目 (いずれかに○)	隊員（お名前：_____）の登録内容 ①住所 ②氏名 ③連絡先 ④その他
			隊の登録内容 ①代表者連絡先 ②隊の名称 ③その他
			その他（具体的に：_____）
		変更・訂正 前	
		変更・訂正 後	
3	代表者の変更	旧代表者	お 名 前：
			電話番号：
		新代表者	お 名 前：
			電話番号：
4	隊の登録辞退	辞退の理由	転居・活動停止 その他（_____）

※記載上の注意

- ・該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。
- ・隊員の活動終了の場合は登録証、隊の登録辞退の場合は登録証と横断旗を返却してください。

千葉県交通安全条例（平成 13 年 12 月 21 日千葉県条例第 5 3 号）

私たちの生活は、モータリゼーションの進展とともに経済的にも文化的にも豊かになりましたが、その一方で「車社会」のひずみとして多くの尊い県民の生命が失われ、その家族、友人、社会に大きな犠牲をもたらしている現実を正しく見つめることが必要です。

二十一世紀に生きる私たちは、人に優しく環境と共生する視点に立って、真に豊かな社会とは何かを自らに問いかけることが大切です。

個々の生命・その輝ける人生を生きる権利を誰もが悲惨な交通事故によって、奪われることがあってはならないことを心に銘記する必要があります。

特に、車を運転する一人ひとは、車は一瞬にして人の命を奪う危険性を持っていることを常に自覚し、高い理性と思いやりの心をもって、幼児から高齢者まですべての人に配慮した安全運転を実践しなければなりません。

交通安全は、私たち県民すべての願いであり、一人ひとりが真剣に考え解決すべき最も重要な課題です。

県は、県民の幸せを願い、人命尊重の理念のもとに県民総参加により交通事故を撲滅し、安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立することを宣言し、ここに千葉県交通安全条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、県における道路交通の安全（以下「交通安全」という。）を確保するために、県民の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する県の施策並びに県民が主体となる交通安全活動及び交通事故の防止について必要な事項を定めることにより、県民生活の安全を確保することを目的とする。

（県民の役割）

第 2 条 県民は、交通安全を確保するためには、県民一人ひとりの自覚と責任が重要であることを認識するとともに、その日常生活において自らすすんで交通安全に関する活動に

取り組まなければならない。

2 県民は、交通事故の当事者となる可能性を有することを常に自覚し、道路交通の当事者として、身体の障害のある者、幼児、高齢者等の自力で交通事故の被害を防止することが困難であるものに特に配慮しなければならない。

（交通安全の日）

第 3 条 県民のすべてが交通安全についての関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を実践する意欲を高めるため、毎月十日を交通安全の日とする。

（県及び市町村の責務）

第 4 条 県は、交通安全を確保するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。この場合において、交通安全に関する施策を推進するにあたっては、国、市町村その他関係機関及び関係団体との緊密な連携を図らなければならない。

2 市町村は、県の施策と相まって、当該区域内の実情に応じた交通安全に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（情報の提供等）

第 5 条 県は、県民に対して、交通安全に対する理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、交通安全に関する施策、交通事故の発生状況等の必要な情報を提供しなければならない。

2 県は、製品を製造し、又は販売する事業者に対し、交通事故の分析結果等に基づいて、交通事故の防止に配慮した製品を製造し、又は販売するよう意見を述べることができる。

（県民の意見の反映）

第 6 条 県は、交通安全に関する施策の立案から決定までの過程に県民の意見を広く聴取するとともに、交通モニターを設置する等交通安全に関する県民の意見を日常的に聴取し、交通安全に関する施策に県民の意見を反

映させるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第7条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(交通環境の整備)

第8条 県は、交通環境の整備を図るため、夜間照明及び歩道の設置、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通管制の高度化及び広域化等必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民及び国、市町村その他関係機関と共同して、交通事故が多発する個所において現地の状況を診断し、必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全の体制整備等)

第9条 県は、交通安全に関する施策を推進するための組織等の体制を整備するものとする。

2 県は、市町村と連携して、地域に密着した交通安全に関する活動の先導的役割を担う組織として交通安全推進隊を整備するものとする。

3 県は、市町村に配置される交通指導員、交通安全の推進に資する活動を行う民間団体等の育成及び支援を行うものとする。

(救助及び救急医療体制の整備充実)

第10条 県は、市町村と連携して、交通事故による負傷者に対する救助及び救急医療体制の整備充実に努めるものとする。

(県民の交通安全活動)

第11条 県民は、家庭、学校、職場等において、交通安全に関する法令及び道德を守るための活動に取り組むとともに、県、市町村その他の機関及び団体が行う交通安全に関する施策に協力しなければならない。

(子どもたちを守るための教育の充実等)

第12条 県民は、家庭、地域等において、子どもたちを交通事故から守り、子どもたちが次代の交通安全の確保を担う者であること

の重要性を認識するとともに、これらに対する交通安全に関する教育に努めなければならない。

2 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）を設置し、及び管理する者は、その学校等における幼児、児童、生徒等（以下「生徒等」という。）の成長段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が交通安全に関する活動を自らすすんで実践するよう配慮しなければならない。

3 県は、学校等における交通安全教育が総合的かつ計画的に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者への配慮等)

第13条 県民は、高齢者の交通安全の確保のため、高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮しなければならない。

2 県は、高齢運転者標識の普及を図るとともに、高齢運転者の保護等についての広報及び啓発を図るものとする。

3 県は、市町村と連携し、高齢者を対象とする交通安全指導を推進するとともに、高齢者が自主的に取り組む交通安全に関する活動への支援等を行うものとする。

(事業者が執るべき措置等)

第14条 事業者は、その使用する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、その適性に応じた交通安全教育に努めなければならない。

2 県は、事業者の要請に応じ、その従業員が交通安全教育を容易に受けられるようその機会の提供に努めるものとする。

(危険な運転行為の防止)

第15条 県民は、速度違反、無理な追越し等による危険な運転行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

2 県は、危険な運転行為の防止に関する意識

の啓発に努めるものとする。

(飲酒運転の根絶)

第 16 条 県は、国、市町村、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体と相互に連携協力して、飲酒運転の根絶を図るための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(違法駐車防止)

第 17 条 県民は、違法駐車が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、地域における違法駐車を防止するための活動を自ら実践しなければならない。

2 県民は、夜間の路上駐車が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

3 商店街等において事業を営む者は、違法駐車を防止するため、必要な駐車場の確保及びその利用の促進に努めなければならない。

4 催物の主催者は、参加者に公共交通機関を利用させ、参加者のために駐車場を確保し、交通誘導員を配置する等自ら主催する催物による違法駐車を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

5 県は、市町村と連携し、違法駐車防止に関する広報及び啓発を行うとともに、市町村が行う違法駐車防止重点地区における違法駐車防止に関する施策への支援等を行うものとする。

(自転車事故の防止)

第 18 条 県は、自転車の交通事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(暴走族等の追放等)

第 19 条 県は、暴走族等による暴走行為を追放するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(交通事故多発非常事態宣言等)

第 20 条 知事は、県内において交通事故が多発している場合で、緊急に対策を講ずる必要があると認めるときは、交通事故多発非常事態宣言を発令し、交通事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるものとする。

2 知事は、県内の一部の区域において交通事故が多発している場合で、緊急に対策を講ずる必要があると認めるときは、必要な対策を講ずるとともに、関係市町村の長に対し、当該市町村の実情に応じた交通事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるよう要請するものとする。

(交通事故被害者等に対する支援)

第 21 条 県は、交通事故による被害者及びその遺族に対する支援の充実を図るため、交通事故相談所の設置、これらの者に対するカウンセリング制度の確立等必要な支援体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第28号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する

附 則 (平成27年3月20日条例第18号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成24年法律第67号) の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月25日条例第58号抄)

(施行期日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

交通安全お役立ち情報

ちば



交通安全

交通安全ライブラリー

交通安全教育映画（VHSビデオ、DVD）を貸し出します。

学校や子ども会、保護者会、町内会、老人クラブ、職場などで実施する「交通安全教室」にご利用ください。

貸出料は無料ですが、宅配便等を利用する場合の返送料はご負担ください。

【お申込み先】千葉県 暮らし安全推進課 交通安全対策室（電話 043-223-2263）

または各地域振興事務所の地域振興課（最終ページに記載）

千葉県交通安全教育推進員 派遣制度

交通安全教室や研修会などに、対象者に合わせて経験豊富な講師（千葉県交通安全教育推進員）を派遣します。交通事故から自分の身を守るためにはどうしたらよいか、どんなことを心がけたらよいかなどについてお話しします。

講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費はご負担ください。

【お申込み先】千葉県 暮らし安全推進課 交通安全対策室（電話 043-223-2263）

交通事故相談所

交通事故にあってお困りの方々（損害賠償請求など）のために、専任の交通事故相談員が面接や電話により相談を行っています。

また、カウンセラー（臨床心理士）による心のケアに関する相談も月1回行っています。

相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。なお、市・町役場等を会場とした巡回相談も行っています（日程等は、下記相談所にお問い合わせください）。

【相談時間】午前9時～12時、午後1時～5時

（受付は午後4時30分まで。土、日、祝日及び年末年始は除く。）

名 称	所在地・電話番号
千葉県交通事故相談所 （本所）	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎2階 電話 043-223-2264
東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根本7 東葛飾合同庁舎4階 電話 047-368-8000
安房支所	〒294-0045 館山市北条402-1 安房合同庁舎1階 電話 0470-22-7132

交通安全に関するホームページ

千葉県ホームページ（暮らし安全推進課） <https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/>

交通安全運動の概要など、県の進める交通安全対策や、交通安全ライブラリーのリストなどを掲載しています。また、交通安全推進隊用のページでは、隊員の皆さまへのお知らせも随時更新しています。

千葉県警察ホームページ <http://www.police.pref.chiba.jp/>

交通事故の発生状況や事故の特徴、交通事故マップ、交通事故多発交差点などの情報を掲載しています。

交通安全推進隊に関する県の窓口

担当する市町村	機 関 名	TEL・FAX	住 所
千葉市、市原市	千葉県 環境生活部 くらし安全推進課	TEL 043-223-2263 FAX 043-221-2969	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
市川市、船橋市 習志野市、八千代市 浦安市	葛南地域振興事務所 地域防災課	TEL 047-424-8281 FAX 047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 フェイス 7 階
松戸市、野田市 柏市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域防災課	TEL 047-361-2111 FAX 047-367-4348	〒271-8560 松戸市小根本 7
成田市、佐倉市 四街道市、八街市 印西市、白井市 富里市、印旛郡	印旛地域振興事務所 地域防災課	TEL 043-483-1122 FAX 043-483-2450	〒285-8503 佐倉市竊木仲田町 8-1
香取市、香取郡	香取地域振興事務所 地域防災課	TEL 0478-54-6811 FAX 0478-52-5529	〒287-8502 香取市佐原イ 92-11
銚子市、旭市 匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域防災課	TEL 0479-62-0261 FAX 0479-63-9898	〒289-2504 旭市二 1997-1
東金市、山武市 大網白里市、山武郡	山武地域振興事務所 地域防災課	TEL 0475-54-0222 FAX 0475-55-6279	〒283-0006 東金市東新宿 1-11
茂原市、長生郡	長生地域振興事務所 地域防災課	TEL 0475-22-1711 FAX 0475-24-0459	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1
勝浦市、いすみ市 夷隅郡	夷隅地域振興事務所 地域防災課	TEL 0470-82-2211 FAX 0470-82-4164	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 472-2
館山市、鴨川市 南房総市、安房郡	安房地域振興事務所 地域防災課	TEL 0470-22-7111 FAX 0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条 402-1
木更津市、君津市 富津市、袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域防災課	TEL 0438-23-1111 FAX 0438-23-7495	〒292-8520 木更津市貝渚 3-13-34